

福岡市農林水産業振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別表に掲げる農林水産業関係補助事業の適正な執行を図るため、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）の規定により必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次のとおりとする。

(1) 農林水産業の補助事業者

農林水産業の法人その他市長が認める農林水産業の補助事業を行う者をいう。

(2) 事業費

市長が当該事業に必要と認める経費。ただし、賃金及び歩掛は原則として次による。

ア 賃金は一般職種別賃金表による。

イ 歩掛は標準歩掛表による。

(補助事業者の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 本市の市税に係る徴収金に滞納がある者（市長が特に認める場合を除く。）

(2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 法人でその役員のうち第2号又は第3号に該当する者があるもの

(確認方法)

第4条 前条の確認方法については次のとおりとする。

(1) 前条第1号に規定する要件については、市長が申請者の同意（様式第12号）に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(2) 前条第2号に規定する要件については、市長が申請者の同意（様式第14号）に基づいて警察への照会確認を行うものとする。

(補助率等)

第5条 市長は補助事業者が行う事業のうち適当と認める事業費に対し、予算の範囲内において別表に定める補助率又は補助額により補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項第3号に定める事業計画及び収支計画は次のとおりとする。

(1) 事業計画説明書 様式第1号

(2) 収支予算書 様式第2号

2 規則第4条第1項第5号に定める事項は次のとおりとする。

(1) 事業の施行に関する決議書

(2) 団体規約

(3) 許認可を要するものは、その認可を証する書類の写

3 申請者は、規則第4条に定める申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(不承認の通知)

第7条 規則第5条第3項に定める通知は次の様式による。

補助金交付不承認通知書 様式第3号

(計画変更の承認申請)

第8条 規則第6条第1項第1号に定める補助事業の内容、経費の配分又は執行計画（以下「事業計画」という。）の変更について市長の承認を要しないものは、当該事業計画内容の10%以内とする。

2 市長の承認を受けるべき事業計画内容の変更は事業計画変更承認申請書（様式第4号）により申請しなければならない。

3 前項の申請には、事業計画変更説明書（様式第5号）を添付しなければならない。

(事故報告書)

第9条 規則第6条第1項第2号及び第3号に定める承認及び報告については、事業事故報告書（様式第6号）により市長の承認又は指示を受けなければならない。

(計画変更承認の通知)

第10条 市長は、第8条及び第9条に基づく事業計画変更承認申請書及び事業事故報告書を受理した場合は速やかに審査及び調査を行い、適当と認めるときは、事業計画変更承認通知書（様式第7号）を交付するものとする。

2 前項の審査及び調査の結果不相当と判断したときの通知は第7条を準用する。

(補助金の交付条件)

第11条 補助金の交付にあたっては、規則第6条第1項及び第2項に定めるもののほか、次の条件を付さなければならない。

- (1) 補助金の交付の決定通知を受けた補助事業者は当該事業に着手したときは、すみやかに事業着手届(様式第8号)を提出しなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けた補助事業者は取得した当該事業の成果に係る毎年度の利用実績を実施した年度の翌年度から別表に掲げる期間、利用実績報告書(様式第9号)により次年度の4月末日までに報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第14条に定める実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績説明書 様式第10号
- (2) 収支計算書 様式第11号

- 2 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第14条に定める実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第14条に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第13号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(交付の取消)

第13条 市長は、補助事業者が第3条各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得若しくは効用の増加した財産(以下、「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

- 2 取得財産等のうち福岡市補助金交付規則第22条第2号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、購入又は製作する機械装置、器具、工具で、取得価格及び効用の増加価格が1個50万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第15号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があ

るときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、農林水産局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は昭和46年度分事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

事業区分	事業内容		補助率又は補助額	利用実績報告の期間
土地改良事業	区画整理 農業用排水施設 農道整備 農道舗装 暗渠排水 客土 農地造成		市長がその都度認める補助額	—
災害復旧事業	農地の災害復旧事業で国県の補助を受ける事業 (補助限度額工事費40万円以上)		事業費から国県の補助及び交付金額を差し引いた残額の2/3以内	—
	農地の災害復旧事業で国県の補助を受けない事業 (補助限度額工事費40万円未満)		事業費の2/3以内	
干害応急対策事業	国県の補助を受ける事業	施設機械器具等	事業費から国県の補助及び交付金額を差し引いた残額の2/3以内	—
		燃料費等	事業費の1/2から国県の補助及び交付金額を差し引いた額以内	
	国県の補助を受けない事業	施設機械器具等	事業費の2/3以内	
		燃料費等	事業費の1/2以内	
林道設置事業	受益山林面積50ヘクタール以上の国県費補助対象事業		事業費から国県費補助及び交付金額を差し引いた残額の1/2以内	2年
	受益山林面積10ヘクタール以上50ヘクタール未満の林道設置事業		事業費の1/2以内	

事業区分	事業内容	補助率又は補助額	利用実績報告の期間
造林事業	0.1ヘクタール以上の拡大造林及び更造林の事業	事業費の1/2以内	—
樹園地造成事業	樹園地以外の土地を樹園地に造成する事業	事業費の1/3以内	—
導入事業	種畜の導入事業	事業費の1/2以内。ただし市長が特に必要と認める場合は事業費の範囲内でその都度認める補助額	2年
	農機具等の導入事業	事業費の1/3以内（国県補助及び交付金の認められる事業にあつては事業費から国県費補助及び交付金額を差し引いた残額の1/2以内）。ただし市長が特に必要と認める場合は事業費の範囲内でその都度認める補助額	
共同施設設置事業	農林業の共同施設を設置する事業	事業費の1/3以内（国県補助及び交付金の認められる事業にあつては事業費から国県費補助及び交付金額を差し引いた残額の1/2以内）。ただし市長が特に必要と認める場合は事業費の範囲内でその都度認める補助額	
	漁業及び水産加工業の共同施設の整備拡充をはかるための事業		
資源保護増殖事業	漁業資源の保護増殖をはかるために必要な事業	市長がその都度認める補助額。なお、詳細は各事業ごとの要領に定める。	—
団体活動事業	市長が認める事業	市長がその都度認める補助額。なお、詳細は各事業ごとの要領に定める。	—
その他農林水産業振興	市長が必要と認める事業	市長がその都度認める補助額。なお、詳細は各事業ごとの要領に定める。	市長がその都度定める期間

※別表の「補助率又は補助額」にかかわらず、国、県、その他の団体からの補助及び交付金（以下、「国補助金等」）が認められた事業にあつては、補助事業者に対し交付する補助金の額は国補助金等を含むことができる。

発明！発見！ご当地水産物事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市農林水産業振興補助金交付要綱別表に定めるその他農林水産業振興上市長が必要と認める事業のうち、福岡市を代表するご当地水産物の開発及び販路拡大のための活動を支援する「発明！発見！ご当地水産物事業」への補助金交付について必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 発明！発見！ご当地水産物事業は、「福岡らしさ」「博多らしさ」をアピール出来る地元水産物を活用したご当地水産物の商品開発やPRを行う事業者を募集し、商品開発や販路拡大などに要する経費を補助することにより、地元水産物の消費拡大及び地産地消の推進、並びに「ふくおかさん家のうまかもん条例」の普及促進を図ることで、地域の水産業や水産加工業を振興することを目的とする。

(助成事業の対象者)

第3条 助成事業の対象者は、市内に本社または事業所を有し、食品の生産活動及び販売を行っている食品製造者、卸売業者、小売業者、飲食店等とする。

(募集)

第4条 助成事業の対象者の募集は公募とする。

(補助対象事業)

第5条 助成事業の交付対象となる事業は、次の各号に掲げるいずれかとする。

- (1) 発明部門
市内産水産物を活用した新たな水産加工品の開発及び販売を行う事業
- (2) 発見部門
市内産水産物を活用した既存の水産加工品の販路拡大を行う事業

(補助対象経費)

第6条 補助の対象とする経費は、事業の展開を図るうえで必要な経費とし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 旅費
- (2) 講師・専門家招聘に係る経費（謝礼・旅費など）
- (3) 原材料費及び副資材購入費など商品の開発に係る経費
- (4) 商品のパッケージ及びラベル等のデザイン開発及び作成等に係る経費
- (5) 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
- (6) 広告宣伝費、出店経費
- (7) 人件費（ただし、合計額が交付補助金の2分の1を限度とする。）
- (8) 上記以外で、事業を達成するために、市長が特に必要と認める経費

(補助金の交付)

第7条 市長は補助対象者が実施する事業に要した経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 事業の実施にあたっては、事業実施の計画について市長の承認を受けなければならない。
- 3 補助率は発明部門においては、対象事業費の1/2以内とし、補助額は1件につき年間100万円までとし、最大3年間200万円を上限とする。発見部門においては、対象事業費の1/2以内とし、補助額は1件につき年間50万円までとし、最大3年間100万円までを上限とする。

(暴力団の排除)

第8条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、第3条の規定に関わらず、次の号に掲げる者は、助成事業の対象者としなないものとする。
 - (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 法人で役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる

(選定委員会の設置)

第9条 選定委員会は、事業計画書を審査し、ご当地水産物に認定することが相応しいと認められる事業計画書を選考し、市長に報告することを目的として設置する。

- 2 選定委員会は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員からなる委員により構成する。
- 3 選考委員会の委員は、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(他の規則との関係)

第10条 補助金の交付については、この要領に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則(昭和44年規則第35条)及び福岡市農林水産業振興補助金交付要綱によるものとする。

(その他の事項)

第11条 この要領に定めのない事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は令和5年 2月 6日から施行する。

(期間)

この要領は令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(期間)

この要領は令和11年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。